

赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正（案）に対する意見について

期 間：令和6年9月26日(木)～10月21日(月)

提出件数：1名（1件）

NO.	ご意見の概要	市の考え方
1	別紙に記載されている「一部改正（案）」について、下記の通り二箇所の追加をご検討下さい。 1）別表第4 （改正案） L N G 等燃焼時に硫黄酸化物の排出がないもの （追加案） L N G <u>や合成メタン（e－メタン）</u> 等燃焼時に硫黄酸化物の排出がないもの 2）5（燃料の換算表） 燃料の種類 L N G ・ <u>e－メタン</u> 近い将来に利活用が予測される燃料を加えておいた方がよいかと思いました。	水素やアンモニアとともに合成メタン（e-メタン）についても、今後活用が見込まれる燃焼時に硫黄酸化物の排出がない燃料の一つであると認識しております。 今回の改正は、実証・実用化が進められている燃料のほか、更に新たな燃料の活用にも対応できるよう、規則に明記のない種類の燃料の取扱を燃料の性状等に応じて、柔軟に基準を運用するためのものです。 そのため、ご意見にありました合成メタン（e-メタン）を含め、燃料の種類の追加は行わない考えです。